答申

1.審査会の結論

武蔵野市長(以下「実施機関」という。)は、第三期長期計画策定委員会第2回合宿 資料9(第三期長期計画要望建設事業一覧表)及び同資料10(平成5年度~10年度財政 計画、一般会計財政計画(歳入)、一般会計財政計画(歳出))の全部をすみやに開示 すべきである。

2. 異議申立ての経緯

異議申立人は、平成5年6月18日に、武蔵野市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条に基づき、実施機関に対し、第三期長期計画策定委員会に審議資料として提出された資料5点の開示を請求したところ、実施機関は、同年7月1日に、そのうちの資料2点(第三期長期計画策定委員会第2回合宿資料9及び同資料10。以下「本件資料」という。)について非開示とする決定を行った。これに対し、異議申立人は、本件資料の開示を求めて、同年7月23日に、異議申立てを行ったものである。

3 . 実施機関による非開示決定の理由説明要旨

実施機関による非開示決定の理由説明の要旨は次の通りである。

- (1) 本件資料は、 第三期長期計画要望建設事業一覧表と 平成5年度~10年度財政計画・一般会計財政計画(歳入)・一般会計財政計画(歳出)から成るが、 は、基本構想・長期計画を策定する際に各課が要望事項として提出した事業をまとめてものに過ぎず、このようにオーソライズされた事業の一覧でないものを開示することは無用の混乱を招く。特に、「備考」欄には施設の想定場所が記入されており、これを開示すれば、当該土地の利用計画の立案や当該土地が私有地である場合の買収交渉等に支障をきたす。
- (2) の諸計画は、基本構想・長期計画を策定する際に、過去の実績に沿ってなされた概括 的な試算であり、各事業を積み上げる等の精査を経たものではない。長期計画策定委員会 に付属資料として提出されたこれらの計画を開示することは、不確定な要素を確定的と市 民にとらえられることにより、混乱を招く。特に、平成6年度以降の財政計画については、

意思形成過程の情報に該当する。

4. 当審査会の判断

(1) 本件資料の開示について

実施機関は、条例第11条第5号の規定により、本件資料の開示請求は認められないと主張している。

条例第11条第5号は、「市又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの」を非開示としている。

この条文における「市又は国等の事務又は事業」とは、本件の場合、何を指すかが問題であるが、「市による第三期長期計画の策定」を指すと解するのが正当である。本件資料は第三期長期計画策定委員会に審議資料として提出されたものだからである。

そして、そう解する以上、非開示が許されるのは、「当該事務又は事業」すなわち「第三期長期計画の策定」に係る意思形成に著しい支障が生じると認められる場合でなければならないから、第三期長期計画がされた時点以降は、この条文を適用して本件資料を非開示とする余地はないことになる。すなわち、たとえ本件資料を開示することにより実施機関が挙げるような支障が生じる恐れがあるとしても、条例第11条第5号を根拠として開示を拒否することはできないと言わなければならない。実施機関は、平成5年7月1日付けの異議申立人宛て非開示決定通知書において、非開示理由として、「当該文書は、市の事務事業に係る意思形成過程において作成した文書であって、開示することによって、単年度予算作成・執行等の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるため」と述べているが、かかる非開示理由は、条例第11条第5号前段の「市又は国等の事務又は事業」と同号後段の「当該事務又は事業」の二者が同一でなければならない点を看過した誤った法解釈に基づくものと言わざるを得ない。

以上の検討によれば、本件資料は、非開示とする条例上の根拠を見出だすことができず、 その全部を開示すべきものと考えられる。

(2) 結論

以上の通り、本件資料は非開示とすることができる条例の規定には該当せず、実施機関は 本件資料の全部をすみやかに開示すべきである。

(3) その他

実施機関は、本件資料が開示されると種々の支障が生じる可能性があると主張している。 たとえそのような支障が生じる可能性があっても本件資料を非開示とすることが条例上許されないのは前述の通りであるが、実際問題として、実施機関が本件資料を開示するに当たっては、無用の誤解を防ぐため、適切な注意書きを付して開示を行うことを検討してよいと思われる。

例えば、第三期長期計画要望建設事業一覧表については、「各課が要望として提示したリストに過ぎず、基本構想・長期計画に盛り込まれなかった事業は現在では何ら実現が想定されるものではない」というような趣旨を記した別紙を付して、開示することが考えられよう。

また、財政計画については、例えば「これらの数字は各事業を積み上げる方法によって算出したものではなく、また、将来の経済活動の正確な予測を目的とはしておらず、実際には変動することが見込まれる」等の趣旨を記した別紙を付して、開示することが考えられよう。

情報公開がかえって市民に無用の誤解を与える恐れがある場合には、実施機関は情報公開をするとともに誤解を防ぐ努力をもなすべきである。実施機関が開示に際して注意書きを別紙で付する等の措置を講ずることは、条例に規定がなくても当然になし得ると解される。

5.審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 5 年10月 6 日	・諮問を受けた。
平成 5 年11月17日	・諮問の審議を行った。
(第1回審査会)	
平成 5 年11月30日	・異議申立人から意見書(第一次)を受理した。
平成 5 年12月 1 日	・諮問の審議を行った。
(第2回審査会)	
平成 5 年12月13日	・実施機関から理由説明書を受理した。
平成 5 年12月14日	・異議申立人から意見書(第二次)を受理した。
平成 5 年12月15日	・諮問の審議を行った。
(第3回審査会)	